

支部ニュース

2016年2月 No.507

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- マイナンバー学習会（一月度支部学習交流会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・瀬川宏貴
- 東京合同法律事務所の2000万人署名の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・横山 雅
- 警視庁機動隊の辺野古からの即時撤退を求めて・・・・・・・・・・・・・・・・萩尾健太
- 沖縄拡大常任幹事会に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・田中健太郎
- 若手弁護士へのメッセージと返書
 - ※若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・澤藤統一郎
 - ※「白石光征先生の若手弁護士へのメッセージを読んで」・・・・・・・・洪 美絵
- 新人団員紹介
 - ※子どもたちの未来を少しでも明るくできれば・・・・・・・・岡崎慎子
 - ※普通の人々が普通に生活できる社会を目指して・・・・・・・・山田大輔
- 一月幹事会議事録



マイナンバー学習会 一月度支部学習交流会

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

はじめに（自己紹介）

マイナンバー違憲訴訟弁護団の一員。

全国5か所で提起している訴訟の弁護団で東京訴訟の事務局長を務めている。

1 マイナンバーとは

マイナンバー（個人番号）とは、日本国内に住民票を有する者につけられる12桁の番号のこと。マイナンバーは原則として生涯不変。

2015年10月から、各世帯のマイナンバー通知カードが郵送されている（対象世帯は約5500万）。

2 「通知カード」と「個人番号カード」について

(1) 通知カード

通知カード：現在、各世帯に簡易書留で配布されている、マイナンバーを通知するためのカード郵送されているので、すでに受け取っている人も多いはず。

・受け取らないとどうなるか？

受け取らなくても大丈夫。罰則はなし。受け取らなくても、番号自体はすでに付けられてしまっている。

・受け取らないと困らないか？

なくても行政窓口での利便性が多少減るといった程度。

必要があれば、マイナンバー付きの住民票の交付を求めれば番号を知ることができる。→住民票をもらうときにマイナンバー付きを希望する欄にチェックを入れれば交付を受けられる。

マイナンバーを記載する義務はあるが、書かなくて申請しても罰則はないし、不利益な取り扱いを受けない。

(2) 個人番号カード

個人番号カード：マイナンバー（個人番号）が記載された身分証明証で、個人番号の他に、顔写真、住所、氏名、性別、生年月日が記載される。

プラスチック製のカード。表に氏名・住所・生年月日・顔写真・性別。裏に個人番号。ICチップが内蔵され、氏名・住所等の情報が格納されるほか、利用可能な「空き領域」がある。

顔写真付きの身分証明書として利用できる（免許証のない人など）。

申請により交付される。申請するかどうかは任意。当面は無料で交付される（住基カードの場合は有料だった）。

本人が同意をしても番号を見せてはいけないものになっている（厳しい管理を求めている）のに、

持ち歩けることで漏えいの危険が高まる。

3 利用範囲 ～①税、②社会保障、③災害対策、の3分野

所得税は来年3月の確定申告から番号を書く欄が出てくることに。

弁護士も、弁護士会の法律相談を受けた場合に、番号を通知して相談料を受け取ることになる。

4 利用範囲の拡大

施行前に法改正、利用範囲を拡大

④金融分野＝2018年1月以降預金口座にも適用される

当面利用は預金者の任意だが、2021年度以降に義務化をめざしている。

⑤医療分野＝健康診断情報、予防接種履歴の管理に利用

⑥その他の分野＝国家公務員の身分証明書と一体化（←個人番号カードのICチップの空き領域の利用）

その他に検討されているのは、

健康保険証との一体化、コンビニ等のポイントカードとの一体化など。

5 なんのため？

(1) 法律では、行政の効率化・国民の利便性向上

→実際は、福祉・社会保障・税務などの場面で、納税証明書や住民票といった書面を出さないでよいといった程度の便宜があるくらいである。

(2) 真のねらいは

→徴税強化、社会保障の効果的削減、国民監視、IT企業の儲け、

→費用対効果として必要性は説明できない。

①徴税強化

預貯金の把握

②社会保障の効果的削減

生活保護費の締め付け強化・削減等

③国民監視

公安・外国人監視に使われる懸念

マイナンバー付きの個人情報収集できるようになる

④IT企業を儲けさせる

あらたな公共事業

膨大な経費負担→マイナンバー市場は3兆円とも

6 違憲訴訟

(1) 概要

昨年12月提訴 5地裁で（仙台、新潟、東京、金沢、大阪）、原告数156名。

今後、神奈川、名古屋、福岡で提訴予定。

(2) 請求の概要

憲法の保障しているプライバシー権が侵害されたとして国に対してマイナンバーの利用等の差止めを求める民事訴訟。

(3) 請求の趣旨

国に対して、原告らのマイナンバー（個人番号）の収集、保存、利用及び提供の禁止。
保存している原告らのマイナンバーの削除
原告らに対し、各11万円の慰謝料の支払

(4) プライバシー権とは

※一般向けの場合は13条プライバシー権の説明をするが、支部向けなので省略。

金沢地裁平成17年5月30日住基ネット違憲判決参照

「デジタル情報は、半永久的に劣化しないで保存できること、瞬時に複製、伝達できて、短時間に爆発的に増殖させることができること、複製されても、そのことが容易には判らず、伝達先を把握することはほとんど不可能であること、書き換えも用意であり、書き換えられていることが外観上は判らないこと等の特殊性があり、…」として自己情報コントロール権が重要な一内容として含まれると判断した

(5) 差止めが認められる理由

「具体的な危険」が生じているか、が争点（福井地裁平成26年5月21日大飯原発差止訴訟判決など参照）

このまま進めれば近い将来原告らの権利侵害の危険が生じることの立証が訴訟では必要になる。

(6) マイナンバーの危険性

ア 制度の特徴

①付番（重複しない12桁の個人識別番号、原則として生涯不変）

②共通番号制度（税、社会保障、防災等の分野で、官民で共通の番号として利用）

③データマッチング（マイナンバー付き個人情報を名寄せ・突合せできる）

たとえば、3個の名簿があって、マイナンバーで検索すれば容易に（同姓同名の処理などを考えないでよいので）一本化、ネットワークシステムを構築できる

④個人番号カードとマイナポータル

個人番号カード（個人番号カードのICチップの空き領域の利用）、マイナポータル（ワンストップサービスの窓口となるインターネットサイト）を国家戦略として推進→個人情報パソコン上に集約され悪用されやすくなる。

イ 情報漏えいの危険

官民での膨大なデータベース

秘匿性の高い情報も集約される（住基ネットの場合、名前、住所、年齢、性別だけだったが）

民間企業にも集約される

マイナンバーに紐づけされた名簿を官民で蓄積する

システムの漏洩の危険が避けられない（民間で漏洩起こりうるし、行政でも年金情報流出の例あり）

ウ 名寄せ・突合せの危険

漏えいした情報をどんどん合体して増やし、価値の高い名簿に
生涯不変の番号なので、知らないうちに漏洩して集約蓄積される危険、5年後10年後に悪
用されるかもしれない

エ 国家による一元化の危険

税務部門が福祉部門の情報を聴く、など

警察は「刑事事件の捜査」のためとすれば、情報提供ネットワークシステムを使用せずに特
定個人情報を収集することが法律上可能、第三者機関である個人情報保護委員会のチェックを
受けることもなく、マイナポータルサイトでも警察の把握した情報を知ることができない(自
己情報のコントロールができない)

オ なりすましの危険

情報を知られればなりすましの危険（たとえば個人番号カードのコピーを偽造して郵送して
クレジットカードを作るなど）

マイナポータルサイト上でもなりすまし、個人情報をのぞき見たり勝手に手続をしたりで
きてしまう

カ 利用範囲拡大による危険の増大

ワンカード化の施策→身分証明書、健康保険証、印鑑登録証明書等々がまとまるに従い、個
人番号カードの所持が事実上強制され、日常的に持ち歩く機会が増えれば不正取得の機会を増
大させることに

カ 秘匿したい情報が開示される

性同一性障害者など、意に反して会社内で知られてしまうおそれ

キ 安全対策の不備

・制度面

本人確認では防げない

・システム面

分散管理するので大丈夫というが、民間部門での対策は担保されない、行政機関の安全対策
も万全ではない

◇ 討議

従来、国民背番号制が出てくるたびに阻止した実績があったのに、今回はなぜ通ったのか
→民主党政権が、税と社会保障の一体改革の一環で自民党、公明党、維新、みんなの党そろって賛成したので、国会で議論できない。マスコミも編集委員が賛成し、問題指摘はなく制度説明のみ。批判が弱かった。

住基ネット5%のみの普及にとどまったのは利便性がなかったから。

「住んでるところ以外の自治体からも住民票とれる」→だれもメリットに思わなかった
住基カードを作ってシステム構築した日立製作所などが利益を得られなかった。

今回は利便性を強調している。

国民健康保険証、各病院の診察券とも紐づけ、高齢者は病院の掛け持ちが多く数々の診察券を持っている、これをワンカードにする、「この1枚で」と言って引き込もうとしている。

若い人向けには、クレジットカードを何枚も持つと不便だから「クレカ1枚ですべての機能」と吹聴して引き込む。

ポイントカードの一体化も、若い人や主婦層の関心をねらう。

このように利便性拡大の方向のためか、国民総背番号制という問題がなかなか明らかにならない。

先進国ではどこでもやってるというのはデタラメ（なので最近政府は言わなくなった）。

アメリカと韓国はやりすぎて困ったことになった。

アメリカではなりすましで悪用 アメリカでは軍隊はカードを使わないとしている。なりすましの兵士がいたから。

韓国では政府の機関のみでしか使えなくした

イギリスでは労働党政権が導入しようとしたが保守党政権でやめた。理由は、拡大すると弊害ができるから。全世界の共通認識。

日本だけが拡大してるのにマスコミは書かない。関心を持ってもらうことが大事。

人に番号をつけて番号で呼ぶのは、捕虜と軍人だけ（実質的に人権のない人たちくらい）

全国民に番号をつけるというのは、捕虜や軍人なみに扱うということ。本来やってはいけないことという観点をもつべき

顔認証システムが始まっている。

写真を撮られると顔認証と連動させて、防犯カメラと連結できる。

防犯カメラでどこを誰が歩いていたか、

4月1日から国家公務員の身分証に連動する。

次は独立行政法人、地方公務員、民間の社員証、となっていくおそれ

国公労連・自治労連が運動をどうするのか問われる。

団が大変だと言って提起し大騒ぎをしないと動いてこない。

こちらから申入れなどを行う必要がある。

東京合同法律事務所の2000万人 署名の取り組み

東京合同法律事務所 横山 雅

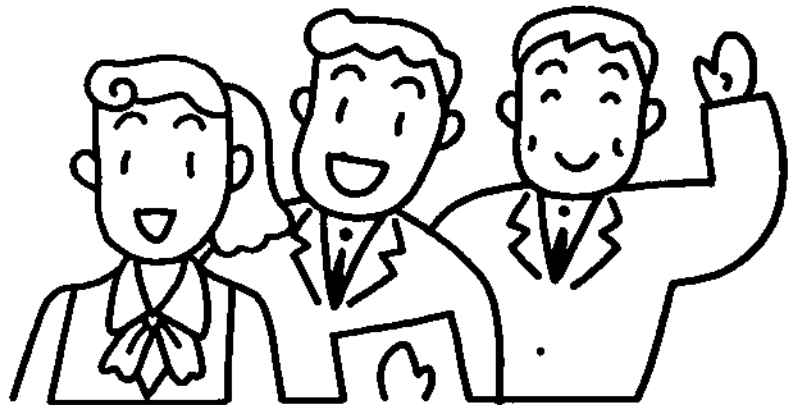
戦争法制廃止に向けた当面の取り組みのメインは「戦争法の廃止を求める2000万人統一署名」です。当事務所においても、2000万人署名を集めることに積極的に取り組むことが確認されています。昨年の戦争法反対の日弁連の署名は、5000筆以上集めることができましたので、今回の2000万人署名についても、同等以上の署名を集めることができると考えております。昨年の日弁連の署名を集めるうえで、もっとも有効な手段となったのが、事務所ニュースへの同封という方法でした。署名取り組みのお願いを簡潔に記載した書面と署名用紙とともに、返信用封筒に切手を貼付し、事務所ニュースとともに発送したところ、5071筆もの署名を集めることができました。

今回の2000万人署名についても、同様の方法で事務所ニュースとともに署名用紙を発送しました。また、若手と中堅弁護士を中心に学習会を大小様々なところで行ってききましたが、今後もこの活動は継続していくことになります。各学習会に署名用紙を持ち込んで行こうと思います。さらに、港区内での街頭宣伝でも地道に署名を集めることにも取り組んでいきます。

港区内の動きとしましては、戦争法廃止に向けたみなと総がかり行動実行委員会が発足し、昨年夏には、小林節教授を講師として集会を開くなど活発な動きを見せています。

昨年末の12月16日の集会では、長谷部恭男教授を講師として招き集会を開いたところ、約300人の方々が結集して下さいました。当事務所もみなと総がかり行動と積極的に連携のうへ、様々な取り組みに参集していきたいと考えております。

事務所としても、憲法をテーマにした集会等を現在、企画中であり、今後も戦争法廃止の取り組みを活発に継続して行きます。



警視庁機動隊の辺野古からの即時撤退を求めて

事務局長 萩尾 健太

いま、沖縄の辺野古沖への米軍新基地建設が、国政に関わる重大な問題となっています。ゲート前に座り込んで建設を阻止しようとしている市民を、警察が弾圧し、不当逮捕する、という事態も生じています。団東京支部にとって見過ごせないのは、東京から警視庁機動隊が、辺野古へ行って市民に対する暴力的弾圧を行っていることです。

そこで、団東京支部として、後記の通り、12月17日の支部幹事会で「警視庁機動隊の即時撤退、辺野古新基地建設即時中止を求める」支部長声明を採択し、暮れも押し迫った12月28日、須藤支部長と私で、警視庁に要請に行ってきました。警視庁では、警備課の幹部と面会しました。当時は、年末の休みで機動隊は東京に帰ってきていたため、私たちは、年が明けても再び機動隊を辺野古に送ることの無いように、と要請しました。警備課の幹部は神妙にそれを聞いていました。ところが、年明け早々には、警視庁の機動隊が再び辺野古に派遣されました。全く許し難いことです。

そこで、私たちは、機動隊に対抗して、1月15、16日に開催された団本部の沖縄拡大常任幹事会に参加し、辺野古のゲート前の座り込みに参加してきました。改めて、警視庁機動隊の暴力とそれについての都民の責任を感じました。

この問題を東京からも追及していきたいと考えています。

警視庁機動隊の即時撤退、辺野古新基地建設即時中止を求める

沖縄は1879年に日本に併合されて以来、自己決定権を奪われ、人権を侵害されてきた。沖縄戦では壮絶な地上戦を強いられ、20万人以上（うち県民は約12万人）が犠牲となり、戦後、27年におよぶ米軍の占領を経て、本土「復帰」後も現在に至るまで米軍基地による被害は続いている。だからこそ、昨年行われた4回もの選挙で「米軍基地拒否」の明確な民意が示されたのである。

もし新基地が建設されてしまえば、米軍基地による被害の拡大は避けられない。昨今では、「対テロ」という名目で、世界中で軍備が増強され、世界は混乱し危機的状況にある。過去に米国が主導した朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争のように、沖縄の基地から米兵が飛び立ち、さらなる戦争被害を生み出してしまう苦しみを、またしても沖縄の人々に背負わせてしまうことになる。

辺野古新基地建設の強行は、戦争放棄を定めた憲法9条、地方自治権を定めた憲法92条、94条に違反する暴挙である。法的瑕疵のある埋立て承認を取り消す知事権限を奪う代執行を請求したことは地方自治法の濫用である。現地では、どんなに声を上げても民意が聞き入れられず、不当に強行される工事を止める最後の手段として、工事車両を止めるための座り込みや、工事をさせないために海上で抗議行動が行われている。これら非暴力の抗議行動は、違憲・違法な基地建設に対する正当行為であり、憲法21条「集会の自由・結社の自由・表現の自由」の行使である。

ところが、政府は、11月4日に警視庁機動隊が配備して座り込む市民を強制的に排除し、市民への暴力、不当逮捕を繰り返している。座り込む市民を相手に訓練された機動隊員が数人がかりで座り込み現

場から排除し、殴る、蹴るなどの暴力を振るい、負傷者が続出し、救急搬送者も出ている。非暴力で座り込む市民への警察の暴力的介入は、警察法2条2項「警察の活動は、・・・不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」に明確に違反する。

「本土」の機動隊員が沖縄に乗り込み、沖縄県民を排除する行為は、「本土」の加害者性の無自覚、沖縄の歴史と痛みへの無理解という恥ずべき側面を公然と上塗りするものである。都民の血税で成り立つ警視庁の費用が、そのような行為に使われることは許されない。

自由法曹団東京支部は、戦争に反対し憲法と人権を擁護してきた東京の法律家団体として、警視庁機動隊の即時撤退、辺野古新基地建設の即時中止を要求する。

2015年12月17日

自由法曹団東京支部支部長 須藤正樹



沖縄拡大常任幹事会に参加して

弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所 田中 健太郎

拡大常任幹事会出席のため、1月15日、16日の2日間の日程で沖縄を訪問してまいりました。68期の新人として、沖縄で実際に見て感じたことについて報告させていただきます。

1日目は、沖縄県副知事の安慶田光男さんと面会した後に、「世界一危険な基地」として知られている普天間基地の見学に行きました。

普天間基地の見学は、普天間基地を含め、宜野湾市全体がよく見渡せる嘉数高台公園の展望台から行いました。

嘉数高台は、普天間基地から、約1.2kmの地点にあり、大戦末期に沖縄戦最大の激戦が行われた場所です。

タクシーで嘉数高台について最初に気づいたことは、子どもたちの”声”です。嘉数高台は、公園になっており、小さな子どもたちがたくさん遊んでいます。

嘉数高台より宜野湾市全体をのぞむと、基地をかこむようにして多くの住宅、小・中学校、高校、大学が密集していることがよくわかります。

2004年の米軍ヘリ墜落事故の現場である、沖縄国際大学が普天間基地のすぐ隣にあることもわかります。

政府は、このような住宅地の中にある「世界一危険な基地」による基地被害や騒音を70年以上にわたり無視し続けてきたのにもかかわらず、その危険性を、今になって、知事による埋め立て承認取消の代執行訴訟の中で自らの主張を基礎づけるため利用しています。訴訟上の主張とはいえ、かかる厚顔さを政府はどのように考えているのでしょうか。



住宅地の中にある「世界一危険な基地」 嘉数高台からは子どもたちの遊ぶ姿が見える

2日目は、まず、辺野古を訪問しました。米軍キャンプシュワブ・ゲートの前で辺野古埋め立ての工事再開を阻止しようと座り込みをしている市民の方々にお会いし、搬入の時間は終わっていましたが、自由法曹団員も市民の方々と一緒に座り込みに参加して、「座りこめここへ」などを合唱しました。

去年の2月に米軍の基地内で身体の不当拘束を受けた沖縄平和運動センターの山城博治さんにもお会いすることができました。一時期体調を崩されていましたが、この日は、圧倒されるほどの力に満ち溢れていました。

名護市長選、沖縄知事選、衆院選挙沖縄選挙区、名護市議選と相次いで新基地反対の民意が示されたのにもかかわらず、政府は、いまだ、新基地建設に向けて工事を強行しており、建設に反対している市民らを排除しようと、本来は国民の生命を守るべき沖縄県警や警視庁の機動隊が出動し、市民らに対する暴力行為が当然のように行われています。

国家という存在は、国民がより良い生活を送るための道具にすぎないのにもかかわらず、主権者たる国民の権利を蔑ろにし、民意に背くのであれば、その存在意義をどこに見出せばよいのでしょうか。

沖縄で今行われていることは、地方の基地問題にとどまるものではなく、日本という民主主義国家の行く末をも左右する問題であり、沖縄は、民主主義を守る戦いの最前線であることを再認識することができました。

原発問題が地方の問題として捉えることができないことと同様、沖縄で今行われていることを一地方の問題と矮小化して捉えれば、その病巣は確実に日本の民主主義を蝕んでいくことになると思います。

辺野古を訪問した後は、拡大常任幹事会に参加しました。

拡大常任幹事会では、辺野古新基地建設阻止訴訟の論点整理、改憲、刑事法制、労働問題、原発問題、貧困、国際問題、選挙制度、教育問題、給費制などについて討議を行いました。

安倍政権になって以来、従来の保守層ですら躊躇していた一線を容易に乗り越え、戦前への回帰を彷彿させる政策が次々とられているという現状を今一度整理することができました。

戦後71年を迎え、かつてここまで立憲主義・民主主義が危機に追い込まれた事態はなかったように思えます。



(米軍キャンプシュワブ・ゲート前抗議活動)

私たちは、歴史が数限りなく繰り返されてきたことを知っています。

しかし、私たちは、繰り返されてきた過ちの数だけ、学ぶことができるのであり、歴史の繰り返しから逃れる努力をすることは決して無意味なことではないと信じています。

弁護士として、また、自由法曹団員として、これから社会問題に取り組んでいくにあたり、沖縄の現状を自身の目で直接見ることができたことは、非常に貴重な体験でした。

今度も、皆様には、様々な場面でお世話になることがあるとは思いますが、何卒ご指導のほどよろしくお願いいたします。

若手弁護士へのメッセージと返書

若手弁護士へのメッセージ

澤藤統一郎法律事務所 澤藤 統一郎

「なかば偶然なかば必然の、弁護士と事件との関わり」

弁護士人生、なかなか味わいが捨てがたい。最近、つくづくとその思いが強い。

自分の外に自分の主人を持つ必要はない。自分の生き方を自分で決めて、自分の責任で自分の流儀を貫くことができる。誰におもねることもないこの立場をありがたいと思う。私には、器用に立ち回って、カネや権力や名声を得ようという過大な望みはない。最期までこの自由をこよなく愛し謳歌しようと思っている。

この、「自由業としての弁護士」という職能をつくり出したのは、近代市民社会のすばらしい知恵である。市民社会は、権力にも資本にも屈せず、弱者の人権擁護のために闘う専門家職能としての弁護士集団を必要としたのだ。芸術や文芸や学問の才能に恵まれない私にとって、いま享受している私の自由は、市民社会からの恩恵としてあるもの。だから私は、在野に徹して、権力や資本に抗い、社会的同調圧力にも妥協しないことで、社会の期待に応えなければならない。そう思い続けている。

弁護士になるときは、自由法曹団員弁護士となることを自覚的に選択した。そして、初心を忘れてはならない、などと自分に言い聞かせてもいた。しかし、あっという間に「初心を忘れない」などという心得は不要だと悟った。権力も資本も社会的多数派も、私に相談も依頼もしては来ないのだ。その対極にある、権力や資本に人権を蹂躪された者、少数派として排斥された者だけが、私を頼ってくれることになり、初心は自ずから貫かざるを得ない立場となった。こうして、精神衛生的にきわめて快適な健康状態を保っての45年が経過した。

結局は、弁護士のあり方は、依頼者と依頼事件が決めることになる。弁護士と事件との結びつきは、なかば偶然なかば必然である。

私は、東京南部法律事務所「駆け出し時代」を過ごした。文字どおり、どこにでも駆け出しして行った。ストライキやロックアウトの現場は大好きだった。しばしば団交にも参加した。労働組合結成のための学習会、弾圧事件の接見、警察への抗議行動、被解雇者と一緒に会社の門前での宣伝行動参加などに躊躇することはなかった。いくつものワクワクするような労働事件の受任の機会に恵まれた。今は昔の物語である。このとき、私の受任事件のすべては、南部事務所が地域からの信頼によって得たものだった。

その後、独立したとたんに依頼事件の質が変わった。労働事件は激減し、私の依頼者は、表現の自由であり、消費者の利益であり、患者の権利であり、政教分離であり、平和あるいは平和に生きる権利であり、教育を受ける権利であり、民主主義であり、行政の公正となった。決して、私の方から依頼者や事件を追いかけたものではない。すべて、なかば偶然に事件に関わらざるをえなくなったものだ。だが、事件との関わりにはなかば必然の要素もあったのだと思っている。

いまは、あちらこちらに駆け出ししていくだけの体力と気力に乏しい。だが、弁護士として役に立つ限

り、出会った事件と依頼者を大切に、誠実に仕事をしていきたい。何しろ、弁護士人生とは捨てがたく楽しいのだから。

「白石光征先生の若手弁護士へのメッセージを読んで」

東京合同法律事務所 洪 美絵

白石先生は東京合同法律事務所のOBでいらっしゃいますが、私が事務所に入所された時には退所されておりました。その後、何度か事件にお声掛けいただき、打合せ終了後にはお食事もご一緒させていただき（ごちそうさまでした）、色々なお話も聞かせていただきました。

支部ニュースでも書かれていらっしゃる通り、メーデー事件のお話は白石先生をはじめとして事務所の諸先輩からもよく聞かせていただきました。

白石先生が入所した当時の東京合同法律事務所は、大きな弾圧事件の裁判がまだまだ継続中の時代であったと聞いております。白石先生と同期の現団長荒井先生は、辰野事件の弁護団に入る一方で、白石先生は、メーデー事件にというように事務所に入って来た若手はどんどん弁護団にかり出されていったとお聞きしております。

メーデー事件と言えば、私達の世代は、歴史的判例として判例百選等にて勉強した、というのにとどまりますが、当時の弁護団がどのようにして無罪を勝ち得たのか、というのはあまり考えたことがありませんでした。

白石先生は上田誠吉先生とともに、ニュース映画フィルムを一コマコマ丹念に追っていき、かつ、証言とあわせて検討していくという作業をされたわけですが、これはすごいことです。文章にしても2行ですが、実際にかかった時間はどれほどのものだったのでしょうか。

また、この作業によって判明した事実を、傍聴人にも分かりやすく弁論する、ということも相当な時間と労力がかかったであろうことは想像に難くありません。

しかも、白石先生は当時弁護士になったばかり、とのことですから、支部ニュースに書かれているとおり、大部分はメーデー事件に取り組まれていたのだらうと思います。

また、メーデー事件は被告人が大勢いる事件です。私の少しばかりの経験でも、大勢いる当事者の方と信頼関係を築き、これを維持していくことは、大変な労力と精神力が必要なことであると思われまます。何よりも、1952年に起こった事件の弁護団に1970年から参加するということは、約20年分の資料を読み込むことから始めなければならなかったことなのでしょう。白石先生の弁護団に追いつくための労力は膨大なものであつたらうと敬服致します。

白石先生はかねてより、弁護団をリードし、その上当事者との関係構築を一举に引き受けていらした中田直人先生のことを本当にすごいと思う、とおっしゃっていました。おそらく、私が弁護士としての経験を重ねていけばいくほどこのすごさの意味が実感できるのだと思います。

メーデー事件は全員の無罪が確定するという素晴らしい結果にて幕が下りたわけですが、白石先生は事件に取り組むにあたって、「結果より過程が大事」と書かれています。

それは頭では分かっているつもりでも、例えば判例では勝ち目がなかったりする事件では、頑張ってもどうにもならないよなあ、という考えが頭をよぎってしまうこともあります。ですが、過程が大事、これを肝に銘じて弁護士をやっていきたいと思います。

エキスパートかつオールラウンドプレーヤたれ、これも言うは易く行は難し、ですよ。白石先生は実践されてきたのだから、何を言っても言い訳ですね。これも肝に銘じなくては。

さて、話は変わりますが、2013年11月21日「STOP! 秘密保護法」の大集会が日比谷公園で行われました。当時は、秘密保護法の反対運動が最高潮に達している頃で、私を含めた東京合同法律事務所の所員は事務所をあげて参加していました。

公園の中ではたくさんの人だかりの中に、心配そうな表情（私には日本の行く末を憂えているように映りました）で公園の片隅に一人佇んでいる方を見つけました。その方は、日比谷野音から漏れ聞こえてくる演説に耳を傾けている白石先生でした。私たちが話かけると照れてしまったのかどこか別の場所に歩いていってしまいましたが、あの時の白石先生の姿は、これが東京合同法律事務所と自由法曹団の先輩の弁護士の姿なのだなあと、今でも目に焼き付いています。白石先生の姿はとてよかつこよかったです。

まだ、「適当の時期」とは思いませんので、今後も、歩く姿勢ですぐに誰だか分かってしまう白石先生と（あの姿勢の良さはゴルフの賜でしょうか?）、裁判所やデモ会場でお会いできることを楽しみにしております。



新人団員紹介

子どもたちの未来を少しでも明るくできれば

練馬・市民と子ども法律事務所 岡崎 槇子

1 ご挨拶

初めまして、の方が多くかもしれません、67期の岡崎槇子と申します。一昨年の12月から、練馬・市民と子ども法律事務所で働き始め、弁護士生活もあっという間に1年が過ぎました。

2 入団のきっかけ

(1) 刑事事件への思い

そもそも私が弁護士を志したきっかけの一つは、学生の頃、初めて法廷見学をした際に見た刑事の被告人が、マスコミで形容されているようなモンスターではなく、あまりに「ふつう」の人だったことに衝撃を受けたことにあります。その後、少年院に度々訪問したり、BBS活動をしたりする中で、人間は置かれる環境によって、ときに犯罪に手を染めることがある、と考えるに至り、弁護士になる以上は、刑事事件に取り組み、成人や少年の更生に携わりたいと決めていました。仮に、その方が犯罪行為を行った方であっても、適正手続きのもとで捜査・公判を受ける権利は当然に守られるべきものです。まして、犯罪行為を行っていない方を、誤って有罪にすることなど、絶対にあってはならないことです。

自由法曹団には、歴史に残るような弾圧事件や再審・えん罪事件で活躍してこられた諸先輩方がいます。入団した暁には、再審・えん罪弁護団などで、先生方の経験に接する機会が持てれば、との思いで、入団しました。

(2) 子どもの問題への思い

また私は、弁護士である以前に一人の人間として、子どもはこの世の宝であって、全ての子どもの問題は、社会の問題として、大人が考え取り組まなければならない、と考えています。このような理念の根底には、やはり、子どもは生まれてくる環境を選ぶことができない一方で、人は環境によっていかようにも変わってしまう、という考えがあります。

したがって、子どもを取り巻く環境というものは、子どもが一個の人格として成長していく上で、大変重要となります。それにもかかわらず、現代の子どもが置かれている環境は、貧困問題や教育問題など、多くの問題を含んでいます。こうした問題は、ひとつひとつ、粘り強く取り組むことで、克服していかねばならないと思っています。

自由法曹団は、こういった教育問題や貧困問題に熱心に取り組んでいます。私も、こうした取り組みに参加し、子どもたちの未来を少しでも明るくできれば、と思っています。

3 入団後の活動

昨年の夏には、この時勢に行われた横田基地見学ツアーに参加させていただき、大変勉強になりました（その際にも感想文を書かせていただきました）。

また、大変嬉しいことに、団の教育法制の活動にも携わらせていただくこととなりました。

現在私は、ふるさとを返せ！津島原発弁護団、HPV研究会などで、様々な諸先輩方の考え方や知識の

深さに触れ、日々刺激を受けております。

憲法問題に関しては、地元の9条の会に入って、地元市民の方たちとパレードをしたり、国会前の見守りをやったりと、私なりに、安保法制に反対する運動を行って参りましたし、こうした活動は、次の選挙まで、しっかりと継続するつもりです。

これまで、なかなか総会などに参加することができていなかったのですが、これからは、総会や女性部などのイベントにも顔を出せれば、と思っております。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

普通の人々が普通に生活できる社会を目指して

第一法律事務所 山田 大輔

私は、東京都中央区銀座に事務所を置いている第一法律事務所に所属しております67期の弁護士の山田大輔です。

私は、日本を普通の人々が普通に生活できる社会にしたいと思い、弁護士を志しました。

私は普通の家庭で育ちましたが、学校や友人関係を通して、なんとなく、この社会に生きづらさを感じていました。

それが確たるものになったのは、大学生時代に、派遣社員として日雇いで働いたことがきっかけでした。

日雇いの派遣では、毎回違う職場に行くことが多く、毎回、新入学をするような緊張感がありましたし、相談できる人間関係も構築できませんでした。

また、職場では、交通費も支払われないことが多く、労働時間に比して拘束時間が異様に長いことがふつうでした。

派遣の職場では、学生のバイト感覚ではなく、日常の仕事として日雇い派遣で働き、生活している人が大勢いました。

しかし、日雇い派遣では、低賃金で、将来の計画を立てることがしづらく、働いている人は皆、不安に思っているようでした。

私は、この労働現場の現状に、強い違和感を覚えました。

派遣として仕事があるということは、日本社会においてその仕事が必要とされているということです。しかし、その「必要とされている仕事」にもかかわらず、働いている人は安く捨てやすい労働力として、使い捨てされています。

しかも、日本社会の労働制度が直接の原因です。

このことが、どうしても納得できませんでした。

ほかにも、ジェンダーの問題、公害の問題など、日本社会の制度によって普通の人々が普通に生きることができない日本社会のありかたを改善したいと思いました。

弁護士は、社会制度の問題によって虐げられている普通の人々の相談に乗り、寄り添うことができます。そして、裁判を通じて、法制度の問題点を告発し、制度の改善に取り組むことができます。

だから、私は弁護士を目指しました。

弁護士となって、私は、自由法曹団の治安警察委員会で刑事訴訟法改定問題、福島原発の浜通り弁護団、年金引き下げ違憲訴訟などに関わらせていただいております。

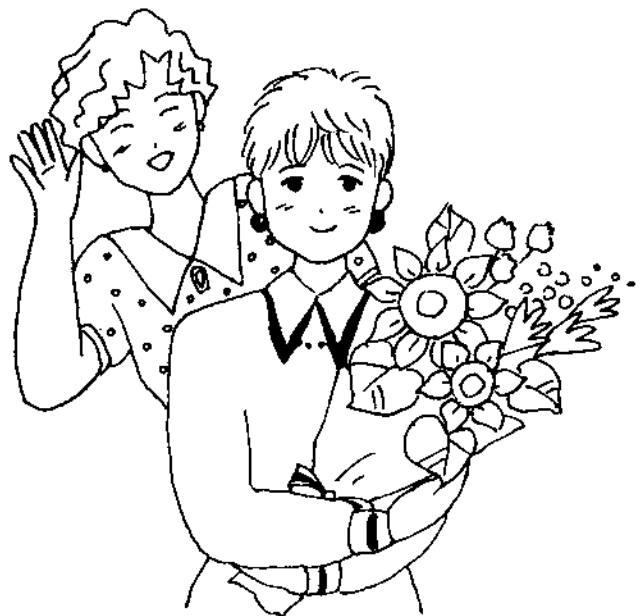
いずれも、「普通の人々が普通に生活できる社会」の実現に寄与できる活動で、とてもやりがいを感じています。

私が目にする社会の矛盾はまだ多く、そのすべてを解決したいとは思いますが、私一人ではすべての問題に取り組むことはできません。

団員の先生方が、各現場でそれぞれ頑張っている姿は、私がやりたいことにも重なっております。

今後も、多くの先生方とかわり、日本社会をより良くするために活動したいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。



一月幹事会議事録

1 情勢

- ・宜野湾市長選 差がついた 選挙結果にはがっかり
沖縄常幹 シムラ候補の事務所に激励に行った
辺野古移設反対の3割が現職に投票 とくに若い層 公明党ががんばっていた、争点隠しに動いたり、ディズニー誘致など スタート時点では現職が強いのはわかっていたがシムラ候補は追いかけ一時追い越したとの話も。辺野古移設反対を言わなくても、普天間基地を何とかしないとイケないというのが民意、なんとかしたいという思いはある 投票した人の56%が辺野古移設反対 有権者の過半数は辺野古移設反対 ねじれたつらい立場が現れた
岩国は現職が負けた 八王子市長選も 知名度が足りなかったか
- ・憲法改正 緊急事態条項
神社本庁が憲法「改正」の署名活動を初詣の際に展開していた。
衆参同日選挙の可能性がある。株価、原油が下がっている ロシア、中国などの新興国の経済が落ちてきている、アベノミクスがどうしようもなくなる、その前に同日選挙をしかけてくる可能性がある。安倍は国会でも同日選挙を否定しているが、あてにならない。憲法改正に引っかけると怖い。沖縄での選挙でも、大規模災害、テロを口実にした演説がされていた。緊急事態条項は、災害に備えるというよりは、情報を統制したいという意図があるのではないか。フランスのテロや東日本大震災の経験から共感する国民は多いのではないか。逆に、東日本大震災の時の情報をもっと入らなくなるという具体的な状況を説明すれば、わかりやすいのではないか。国民やマスコミにとって重要な問題。安倍政権は九条の改正も狙っている。緊急事態条項だけなのか、選挙でどういう勝ち方をするかにもよる。今年も大変な年になりそうだ。
- ・野党共闘 進んでいない このままでは熱が冷めてしまうのではないか
- ・貧富の格差が世界的に拡大。 上位62位=貧困36億人分

2 各分野

(1) 憲法

- ・院内集会 団独自での予定
- ・2月8日 2000万人署名推進交流会 → 参加者と集約状況をつかむ必要がある
南部：1700筆くらい集まった。日弁連の署名も同じくらい
憲法改正の1000万人署名も個別訪問で集めている
東京：1600筆くらい
代々木：返信用封筒を同封しなかったためか、集まり状況はあまり良くない
合同：1000数百筆？
渋谷：過去最高が900筆だが、現在集まり状況は100程度。返信用封筒は同封していない。
⇒どうすれば回収しやすいか。人口の2%を各地で目安にしているようである。
Faxで推進ニュースを送付する。

(2) 労働法制

- ・ 2月5日の集会に向けて、FAXニュースを再度送る
- ・ 団の派遣法マニュアルももうすぐできそう
- ・ 労弁では派遣法マニュアルができて、お披露目会
- ・ 資生堂事件 勝利和解 元気が出る

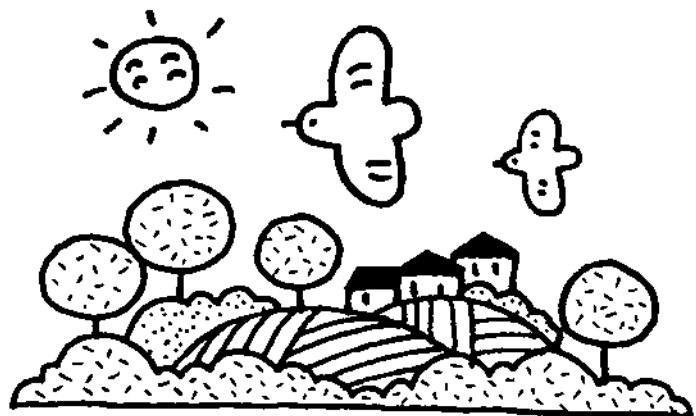
(3) 刑事司法

- ・ 盗聴法の動き 各単位弁護士会の担当副会長にアタック。団として日弁連の理事にあたっている。
- ・ 与党は参議院法務委員会で強行採決してでも通そうとしようとしている危険。
- ・ 団本部治安警察委員会では、参議院民主党の小川としおに要請。頑張ると言っていたが。
- ・ 日弁連会長選挙が山場か・・・
- ・ 4月8日に弾圧学習会、支部との共同開催
→選挙法（とくにインターネットを利用した選挙）についてもテーマに入れてほしい。常幹で要望する。

3 支部総会に向けて

- ・ フランスのテロ、サウジとイランとの国交断絶、北朝鮮の核実験、これとの戦争法との関係について議論したい。
- ・ TPP問題は、甘利大臣の疑惑と絡んで焦点になる。

4 マイナンバー学習会（講師：瀬川宏貴団員）
前述の通り



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)